

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27日

山口県知事 様

提出者

住 所 周南市大字久米3078-1

氏 名 中国特殊株式会社

代表取締役 吉本 龍太郎

電話番号 0834-26-0500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国特殊株式会社
事業場の所在地	周南市大字久米3078-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	61,000万円
③ 従業員数	29名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業部長	委託契約書承認
	法に基づく報告書承認
リーダー	産廃委託契約管理
	委託処分先が適正な能力を有しているか実地確認
現場責任者 及び社員	現場責任者及び社員の監督
	マニフェスト管理
	廃棄物管理及び自社運搬
現場責任者 及び社員	処理実績報告書作成報告
	法に基づく報告書作成報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	5,572 t	t
	(これまでに実施した取組) 現場にて同種類の廃棄物を細分化し、再資源化しやすい状態まで分別 →処理委託業者（再資源化工場）への搬入		
② 計画	【目標】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	5,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場にて同種類の廃棄物を細分化し、再資源化しやすい状態まで分別 →処理委託業者（再資源化工場）への搬入		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の分別の上、同種類の廃棄物を細分化し保管
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の分別の上、同種類の廃棄物を細分化し保管

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	5,772 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,796 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) グループ内のリサイクル工場に委託、もしくは委託基準に従い産業 廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施			

② 計画	【目標】		別紙2-1のとおり
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	5,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>グループ内のリサイクル工場に委託</p> <p>大量の再生利用、熱回収ができる廃棄物が発生した場合、委託基準に従い再生利用、熱回収ができる業者へ直接委託する</p> <p>委託先処理業者には、定期的に現地確認を行う</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

③ 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物発生（各工事現場）→自社の収集運搬車両、及び他の収集運搬業者に委託し、基本的にグループ内リサイクル工場へ搬入し処理。コンクリートがら等、多量の再生利用廃棄物発生時は委託基準に従い再生利用業者へ、処理を委託する。

処理の工程

汚泥	→ 篩分け、混合後、セメント原料として再資源化
廃アルカリ	→ 中和し、その残渣は汚泥処理のフローに従いセメント原料として再資源化
廃プラスチック類	→ 選別破碎後、①RPF燃料として再資源化 ②セメント焼成燃料として再資源化 ③埋め立て処分 ④焼却後、埋め立て処分
紙くず	→ 選別破碎後、RPF燃料として再資源化
木くず	→ 選別破碎後、木質チップとして再資源化
繊維くず	→ 選別破碎後、RPF燃料として再資源化
金属くず	→ 選別後、スクラップとして再資源化
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	→ 選別後、①再生碎石として再資源化②破碎後、埋め立て処分
廃石膏ボード	→ 選別、破碎後、再資源化施設にて再資源化
がれき類	→ 破碎後、①再生碎石として再資源化 ②再生アスコンとして再資源化

